令和６年　第３回

苓北町農業委員会総会会議録

令和６年第３回　苓北町農業委員会総会会議録

１．開催日時　　令和６年３月５日（火）
　　午前９時３０分から午前１０時３分
２．開催場所　　苓北町役場２階庁議室
３．出席者
（農業委員）

	２番　宮﨑　志武
３番　田嶋　郁美	４番　福田　健治
５番　荒木　義孝	６番　瀬形　　茂
７番　小野　三幸	

４．本日の欠席委員（１名）　　１番　林田　道久

５．議事日程
　　日程第１．議事録署名委員及び総会書記の指名について
　　日程第２．議案第５８号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　日程第３．議案第５９号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　日程第４．議案第６０号　農用地利用集積等促進計画（案）の認定について
　　日程第５．議案第６１号　農用地利用集積計画の認定について
　　日程第６．議案第６２号　非農地判断について
　　日程第７．その他事項

６．総会書記（農業委員会事務局職員）
　事務局長　松井徹也　局長補佐　川原大輔　主事　大津信太朗

７．会議の概要

　１．開　会　　開会　午前９時３０分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和６年第３回の農業委員会総会を開会致します。 まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。
小野会長	皆さん、おはようございます。

皆様方大変お忙しい中に出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

ここ数日寒い日が続いておりましたが、これが普通なんでしょうね。昨日ですかテレビで言ってましたね。異常なる暖冬だと。でも一番異常ではなかったんですね。２番だそうです。統計を取ってから。やはりエルニーニョの関係でないかということで放送があっておりましたけど、でも寒か時は寒かったですね。

そういうことで先月は、私が目の手術をしまして、近眼がすごかったんですが１．０まで回復して持っている眼鏡がすべて合わなくなって眼鏡ができるまで苦労しました。やはり人間の臓器の中で目だけがひとつ無防備なんですね。塞ぐものがないから。目がいい時はあまり感じないですけど、不自由するようになったらですね大変やっぱり生活に支障をきたします。どうぞ目は大事になさってください。

３月１日で能登半島地震から２か月がたちましたけど、いまだに１１，０００人の避難者と、死亡された方が２５０人弱おられるようでございます。大変ご苦労な生活を送っておられるんじゃないかと思いますけど、私たち農業委員会はですね、事務局の協力のもとに義援金を送るというような運びが整いつつあります。わずかなお金ですけど塵も積もればで全体では大きな金額になってくるんじゃないかと思います。何らかの形でですねご支援ができればと思っておるところでございます。また、被災された農林水産関係の被害額も推計で２，０００億円とあきらかにしています。

日本はいつどこで地震が起こるか、今日かもしれない、明日かもしれない、１００年先かもしれないという言葉がよく使われますけど、危機管理はお互いにしっかりしたものを持っとかんといかんとじゃなかろうかなというように気を強くしたところでございます。

そういう中、国民は生活物資などの値上がり、それに便乗値上がりと申しますが、そういうラッシュの中に苦しい生活をしておりますけど、連日連夜テレビで放送があっておりますけど、自民党派閥の裏金資金作りというのがですねなかなか解明されないようでございます。

我々は確定申告で１円までですね申告しまして、それに対する課税額もきちっと１円まで出して納めておりますけど、あの方たちは我々の生活とかけ離れた考えを持っておられるんですね。本当にこれでいいのかというような気がいたします。

私たち国民は納税の義務がありますですね。そういう義務をどういう風にとらえておられるのかというような気もいたしているところではございますが、なかなか総理もああだこうだ言いながら、あの方たちはどういう性格をしとらっとですかね。私たちなんかは言われたら「はい。すみませんでした。」と言いますけど、そういう言葉は絶対使わないで、嵐が過ぎるのを待ちますというような感じさえ受けるようでございます。

そうした中、熊本県も３月７日は知事選の公示でございます。私たちは選挙で投票するのは義務の一つでございます。今４名の方が知事選に立候補ということで表明をなさっておりますが、私たちは何と言っても知事は熊本県をどのように導いてくれられるか大役を担うことになるわけですね。それと熊本県をより一層に私は言うならば天草・苓北これも上げたいところではございますが、力強く熱意をもって我々を導いてくださる方をよく見極めて大事な大事な一票を投じたいと思っております。

それでは少し長くなりましたけれど、ただいまから議案の審議に移りたいと思います。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

事務局　ありがとうございました。
本日は、林田委員が欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長　はい。それでは議事に入ります。日程第１の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

（はい。の声あり）

それでは、２番の宮﨑委員さんと６番の瀬形委員さんにお願いを致します。
本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

　続きまして、日程第２．議案第５８号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局　はい、２ページをお開きください。日程第２．議案第５８号　農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。
令和６年３月５日　苓北町農業委員会　会長　小野三幸。
今回３件の申請があっておりますので、それぞれご審議お願いいたします。
３ページをお開きください。
整理番号１の案件について説明致します。
申請人は、議案記載のとおりです。
申請物件は、田２筆　合計２，９８４㎡です。
場所については、４ページ、５ページに図示しておりますが、場所は、都呂々保育園の裏手にある農地になります。
権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議　　長　はい、ありがとうございました。まず、整理番号１の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員　はい。

議　　長　福田委員。

福田委員　２月２７日に事務局と２人で農地を見に行き、田２筆　２，９８４㎡、譲渡人より売買による所有権移転に基づく話がありました。譲受人が経営規模拡大のため農地を購入するに至りました。また、譲受人に話を聞いたところ、農作業に従事し地域との調和も満たすこととありましたので、何ら問題はありませんでした。以上です。

議　　長　ほかにご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員　はい。

議　　長　　瀬形委員。

瀬形委員　　これは３条ででとっとですけど、面積も広いし利用権設定といいますかそちらの方は検討はされなかったんですかね。

事務局　　元々売買でということで以前に相談があっていて、受け手さんを探していたということだったので、今回譲受人が手を挙げられたということです。

瀬形委員　　検討はしなかったということですか。

事務局　　はい。

福田委員。　　これは譲受人が、風力発電事業者が転用したところに自分の所有の田んぼを持ってられて、そこを事業者が買われましてその代替地にということで購入したいということです。

瀬形委員　　分かりました。

議　　長　　ほかにございますか。

　ありませんか。

（ありません。の声）

　ないようでございますので、整理番号１につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

　はい、ありがとうございました。
　全員賛成でございますので、議案第５８号の整理番号１は原案どおり認定することに致します。

　続きまして、整理番号２について、事務局に説明を求めます。

事務局　６ページをご覧ください。
整理番号２の案件について説明致します。
申請人は、議案記載のとおりです。
申請物件は、畑１筆　７６㎡です。
場所については、７ページ、８ページに図示しておりますが、場所は、旧ＪＡれいほく都呂々支所から都呂々ダム方面へ約１ｋｍ程上った県道都呂々宮地岳線の左上にある農地になります。
権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議　長　はい、ありがとうございました。
整理番号２の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員　はい。

議　長　福田委員。

福田委員　これも２月２７日に事務局と農地を見に行きました。畑１筆７６㎡、これは亡くなった所有者の娘さんから贈与による所有権移転の話があり、譲受人が贈与を受けることになりました。その時、畑を見に行ったところ譲受人が畑におり野菜を作っておられました。取得後も農地を効率的に利用するということで何ら問題ありませんでした。以上です。

議　長　他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声）

ないようでございますので、整理番号２につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　　長　　はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第５８号の整理番号２は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号３について、事務局に説明を求めます。

事務局　　９ページをご覧ください。
整理番号３の案件について説明致します。
申請人は、議案記載のとおりです。
申請物件は、田１筆　７９０㎡、畑３筆　７９０㎡　合計１，５８０㎡です。
場所については、１１ページから１３ページに図示しておりますが、場所は、田については、旧ＪＡれいほく都呂々支所から都呂々ダム方面へ約２５０ｍ程上った県道都呂々宮地岳線の都呂々公民館入り口付近の右下にある農地になります。また、畑については、国道３８９号線から小松の町道黒瀬線に入ってすぐの右手一帯にある農地になります。
権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議　　長　　はい、ありがとうございました。
整理番号３の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員　　はい。

議　　長　　福田委員。

福田委員　　これも２月２７日に事務局と農地を見に行きました。田１筆７９０㎡、畑３筆７９０㎡あり、譲渡人が遠方に住んでいて、管理ができないため、譲受人に贈与による所有権移転の話がありました。耕作農地の転売はなく農作業に従事するということだったので何ら問題ありませんでした。

これは自分がオリーブを植えたところで、畑の方の７９０㎡を借りていたんですね。先ほど言いましたけれど遠方に住んでおられまして、管理ができないということで、譲受人の方に贈与の話があったみたいです。譲受人からも自分の方に話がありました。以上です。

議　　長　　他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声）

ないようでございますので、整理番号３につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　　長　　はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第５８号の整理番号３は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第３．議案第５９号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、１４ページをお開きください。日程第３．議案第５９号　農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請にかかる事業計画変更申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。
令和６年３月５日　苓北町農業委員会　会長　小野三幸。
１５ページをお開きください。
令和５年４月６日開催の第４回総会において認定された転用事業に関して、事業計画の変更がありましたので説明致します。

場所は都呂々の笹尾手前にある千保林道入口前の農地で、都呂々地区において風力発電事業を行うにあたり風車部材輸送のために転用することとされており、当初計画では、造成に関して給水設備はないという計画でありましたが、車輌の泥落としや車輌、道路の清掃用として既設の農業用水管を給水設備として利用するという事業計画の変更です。

１８ページをお開きください。

給水利用計画図にありますとおり、黒丸で図示してある既存のバルブが①～⑥まで６個ありますが、そのうち①と④を使用する計画となります。また、県道に面している⑤と⑥のバルブに関しては車両が通行するため鉄板を敷き破損防止の措置を行うということです。

また、農水管の利用に関しては、管理組合の了承を得ているということで事業計画の変更は特に問題のないものと判断しております。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員　　はい。

議　　長　　福田委員。

福田委員　　これも２月２７日に事務局と現地を見に行きました。風力発電事業者より事業計画の申請があり、変更前は先ほど話がありましたけれど給水なしということで造成をと言われましたが、急遽給水ありで変更がありましたので話をさせてもらいました。

先ほど見てもらったとおり、バルブ２か所を使用するということで、その使用を何をするのかと聞いたら、車両の泥落としや道路の汚れを流すということで、よく聞いたら今から造成するのに山に登ったり下ったりするのに道路が汚れたり、車が汚れたりしますので、そのための給水ありで申請がありました。

見に行きましたところ、バルブ自体も先ほどの地図を見てもらったら分かりますけども、バルブ①の方はすぐ川に水が落ちていきますので、バルブ④の方は道路に面していますが、川の土手の近くになっていますので、何ら問題はきたさないと思います。以上です。

議　　長

　農作業なんかしてても、今から田んぼを起こしたりしてトラクターなどに泥がついているから、それを落としてから道路は通るように注意がいつもありますもんね。そういう風にとっていいわけですかね。

福田委員

　そうです。やっぱり一般の人たちが車で走って去らくのに道路に泥があったらやっぱり跳ねますけんで、そのための給水ありにされたと思います。

議　　長

　ありがとうございました。
　この件についてご意見のある方は、挙手をお願いします。

　ございませんか。

（ありません。の声）

　ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

　はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第５９号は原案どおり認定することに致します。

　続きまして、日程第４．議案第６０号　農用地利用集積等促進計画（案）の認定についてを議題と致します。
　事務局に説明を求めます。

事務局

　はい。１９ページをお開きください。日程第４．議案第６０号　農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙のとおり苓北町農地利用集積等促進計画書を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき意見を求められたので附議する。
令和６年３月５日　苓北町農業委員会　会長　小野三幸。

２０ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、日程第５．議案第６１号との総計となっております。

本議案については、利用権設定の５年未満の再設定が１件、詳細は、田１筆　２，６０３㎡です。明細は２１ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることのほか、農地中間管理事業の推進に関する法律では、利用権の設定を受ける者などを総合的に農業委員の意見を聞くこととなっておりますので、皆様からのご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることについては要件を満たしていると考えます。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声あり）

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第６０号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第５．議案第６１号　農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局　はい、２２ページをお開きください。日程第５．議案第６１号　農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項により認定を求められたので附議する。
令和６年３月５日　苓北町農業委員会　会長　小野三幸。

２３ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、議案第６０号との総計となっております。

本議案については、利用権設定の５年以上の新規が２件、詳細は、田２筆　合計１，４９２㎡です。明細は２４ページに記載しています。

いずれも、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議　　長　はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声）

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第６１号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第６．議案第６２号　非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局　はい。２５ページをお開きください。日程第６．議案第６２号　非農地判断について、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。
令和６年３月５日　苓北町農業委員会　会長　小野三幸。

この判断は農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。
２６ページをお開き下さい。坂瀬川の農地１件について個人申請があったため、令和６年２月２７日に瀬形委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては２７ページに記載をしております。
位置図及び字図につきましては２８ページ、２９ページに図示しております。場所は、坂瀬川浦地区にある町道宝連木線の終点付近にある農地になります。以上です。

議　　長　はい、ありがとうございました。
この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員　はい。

議　　長　瀬形委員。

瀬形委員　２月２７日に事務局と現地確認を行なってまいりました。
申請地は長年耕作されていませんで、雑木が生い茂っておりました。申請地に隣接する農地もあったんですけど、ほとんど手入れをしていなくて、申請地を非農地にしても特に影響はないと思われました。
現状から今後も耕作する可能性は見込まれないため、非農地として取り扱うことが適当であると確認をしてきました。以上です。

議　　長　他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声）

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、この件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局　事務局からその他事項がございます。

１．許可不要転用届について

２．令和５年農地賃借情報ついて

３．令和６年度農業労働賃金（基準額）について

４．令和６年度農業委員会総会開催予定日について

次回、令和６年第４回総会は、令和６年４月１０日（水）午前９時３０分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議　　長　はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議　　長　ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和６年第３回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会　午前１０時３分

会　　長

署　名　委　員

署　名　委　員